

- (10) 大江泰一郎「社会主義憲法と戦後憲法学」樋口陽一編『講座・憲法学 別巻 戦後憲法・憲法学と内外の環境』(日本評論社、一九九六年)一〇一頁以下参照。
- (11) たとえば、樋口陽一『自由と国家』(岩波新書、一九八九年)などを参照。
- (12) プテンコの議論を紹介したものととして、竹森正孝「社会主義と自主管理」問題をめぐって」名古屋大学『法政論集』一三〇号(一九九〇年)八二頁以下。
- (13) こうした社会主義と自主管理の問題については、竹森・前掲注(12)論文を参照。
- (14) ルカーチの民主主義論については、早川弘道「東欧革命の肖像」(法律文化社、一九九三年)二章が興味深い。
- (15) ユーゴスラビアの自主管理論については、竹森「二〇世紀社会主義と自主管理社会主義」社会主義法研究年報一〇号、社会主義法の変容と分岐」(法律文化社、一九九二年)参照。
- (16) クラシヴィリ(大江・小森田・竹森訳)『岐路に立つペレストロイカ』(日本評論社、一九九一年)参照。なお、自由主義的社会主義の議論については、小森田秋夫「社会主義と人権」『憲法問題』二〇号(一九九一年)一一一頁も参照のこと。
- (17) 吉田傑俊「現代における民主主義の位置と方向」『法の科学』二〇号(一九九二年)一九一―二〇頁を参照。
- (18) たとえば、藤田・前掲(8)「社会主義研究の新たな視点と課題」。

(たけもり・まさたか)

前衛への衝迫と正統からの離脱

石川 健治

(東京都立大学)

序

1 本稿に課せられた論題は、二つである。第一に、この半世紀の憲法学を、比較的若い世代の問題意識から自由に語るということ。第二に、憲法学におけるポスト・モダン主義の可能性を探るということ。

この論題は、本稿筆者には相応しいものではない。強烈な共通体験をもたない世代に属しつつ、それを represent する資格は、筆者には原理的に備わっていない。また、筆者自身は、単純にポスト・モダニストとしてノミネートされることを希望しない。そこで、以下のように、問題を再構成することにしたと考える。

2 第二の論題に関していえば、ポスト・モダン概念の濫用とそれを叱る古色蒼然たる生活指導ふうの言説が交錯するという既存の構図は、あまり生産的ではない。まして、かつては前近代と形容していた同じものを、格好つけてプレ・モダンと言い換えることの、格好悪さ——それは、ポスト・モダンという形容が、出版ジャーナリズムの世界ではもはやひと昔前のモードでしかなく、少なくとも記号としてはもはや色褪せたものであるという事情によって、倍加される。こうした状況の下で先決問題は、内外における Postmodern Legal Movement の内容を筆者の存知している限りで分析し紹介することよりも、それを受容する読者の側の、期待の地平(Erwartungshorizont)を再考する作業

であるように、思われてくる。そして、その作業が、第一の論題にも、間接的には応えることになるはずである。

3 そこで本稿は、それを「前衛への衝迫」と「正統からの離脱」という、二つの欲求の交錯として、捉えてみることにしたい。この二つの欲求は、相重なることも多いが、別の次元で捉えることによってこそ、問題をよりの確に把握できるだろう。そして、直ちに三つの問が立てられなくてはならない。すなわち、第一は、そこにいう「前衛への衝迫」とは何か、「正統からの離脱」とは何か、という問であり、第二は、その観点から見て、この五十年の憲法学は、どのような物語を紡いできたのか、第三は、いわゆるポスト・モダニズムとよばれる潮流に、どのように応えることができるのか、この三点である。

一 視像の革新

1 「前衛」であることの二義

まず、前衛 (Vanguard) への衝迫とは、少なくとも、前衛政党という用語法にみられるような、政治的前衛への衝迫の方向と、前衛芸術という用語法にみられるような、理論的前衛への衝迫という、二つの意味で考えてみる事ができる。

次に、正統からの離脱とは、周田の世界を意味づけてきた既存の解釈体系から離脱するという方向のことで、これも、その社会の main culture から離脱しようという方向と、その国の権力の legitimacy から離脱しようという方向という、二つの方向から応えておくことができる。

政治的前衛意識は、正統への執着に直結することが少なくない。その場合の正統への執着は、その国家の legitimacy の在り方次第で決まってくるはずで、たとえば前衛を名乗る political party を支持しようとする人の場合、現存する

社会主義国家内部においてその権力の正統性に執着するという形もあれば、現存する資本主義国家内部で（国家ではなく社会における）社会的多数者の政治的・宗教的・文化的 main stream に期待をかけるという形もあったのだと、推察される。

これに対して、理論的前衛への衝迫は、異端好みの傾向につながる。異端の立場にたつというのは、元来身の毛もよだつほど恐ろしいことであるはずだが、理論的前衛への衝迫をもつ人間には、正統から離脱して異端に走ることが、自分の仕事の前衛性の証であり、矜持になる。ただし、それが結果として、現存国家の legitimacy への没入につながる立場であるかどうかは、必ずしも関心事ではない。その社会あるいは業界の main stream から差別化することが、なにより大切である。これは、モダニズムの時代が持っている特徴にほかならない。

2 憲法学と「モダニズム」

ここで、一つの誤解を防いでおく必要がある。

ここでいうモダニズムは、これを単純に近代主義と翻訳すべきではない。わが国の社会科学の世界では、近代主義という言葉には、非常に固的な意味が与えられているからである。それは、海外からの最新情報が遮断された、戦争中の極限状況のなかで、西欧の古典のなかの、正しい意味でヒューマニスティックな、普遍的精神によって自己を支えながら「普通人としての日本人」をめざし、それゆえに当時の文脈では「非国民」として、面罵されながら時代を生き抜いた、幾人かのインテリによって醸成された古典主義的精神のことをいう。それは、マルクス派と一定の距離を置きつつ、戦後日本の近代化論の文脈で説かれたために、近代主義の名を独占している、あるいは独占せしめられているにすぎない。そうではなく、ここでモダニズムと称しているのは、未来派、シュルレアリスム、表現主義などを称してモダニズム芸術という場合のモダニズム、第一次大戦前の西欧に端を発した文芸的・美的なモデルネの運

動と、その時代の空気を吸って形成された思想のことである。

一般に、法律学界における「近代」概念は、完全に固定的で、一九世紀のパンデクテン法学の世界もしくは一八世紀末のフランス革命がエポックとなっている。しかし、モダンの概念は、元来收拾がつかないほど多義的であって、「近代」概念が成立して以降も、たとえば一九世紀前半のほぼロマン派の時代に、そうした市民的な「近代」概念とは修復不能の亀裂をもった新しい美学的なモダン概念が登場しており、その後のモダニズム芸術の時代を寓意していたのが実際である。その意味でのモダニズムすなわち新しくなることへの強迫観念は、ポスト・モダニズムと実は深いかわりがある。他方で、わが国の護憲派にとり最後のパドロンになっている感もあるJ・ハーバーマスが、一〇数年前に *Moderne* を未完のプロジェクトとして擁護したとき、あてにしていたのは、日本の近代主義者が想定する市民革命というよりも、むしろモダニズム芸術による美的革命が持つポテンシャルであった。

そうした多義的なモダン概念を前提とするポスト・モダンをめぐる議論を、固定的な「近代」イメージを前提にしている法律の世界に無媒介に持ち込めば、近代法・対・現代法といった従来の枠組に回収される非生産的な帰結を導きやすい。それよりはむしろ、モダニズムの空気を吸って精神形成した憲法学者がもたらした視像の革新を、モダニズム国法学というまったく新たな設問によって捉え直す必要があるということ、かつて本稿筆者は強調したことがある。ポスト・モダニズムの本領も、そのような検討の手続を経てはじめて、内在的に理解できるものだと考えられる。いわゆる現代思想の源流は、モダニズム国法学のなかに、つまり、ほかならぬわれわれ自身の学問遺産のなかに、力強く脈打っているからである。

3 社会的解放と文化的解放

視像の革新を目指したこの運動は、「現実」の仮想性を明るみに出した。生の現実を捉えているつもりで、知らず知らずにかけていた眼鏡の存在と、その複数性の自覚。モダニズムは、既存の情報空間の自明性から解き放つこと、要するに、文化的抑圧からの解放を求める試みであったといつてよい。そして、現実の解釈図式が「別様でありうる」と(村上淳二)が自覚されるに至った結果、「ただ一つの完結的体系によって世界と歴史とを全的に整合的に解釈する可能性が失われ」、「現実の多様性のあいだに、限りのない矛盾や無関係が露出してくるに及んで、一方でそれを把握すべき主体である人格の持続や統一も、困難を極めるに至った」(中村真一郎、「文学としての評伝」)。いわゆるポスト・モダニズムもまた、既存の情報空間(ただし、そこには大衆文化から屹立する高踏的なモダニズム文芸もまた、組み込まれている点で、あくまでポスト・モダンなのだ)からの文化的解放の試みである点で、モダニズムと解放関心を共有している。

この解放関心の問題を、社会学者吉田民人の分析に基づいて展開すると、次のようになる。彼は、社会学者の仕事の前提になる背後仮説として、人間解放の三つの地平を挙げていた。第一は、いま述べた、シンボル性の貯蔵情報たる文化情報による文化的抑圧からの解放であり、いい換えれば、既成情報空間の自明性からの文化的解放である(現象学的エポケーは、この貯蔵情報空間からの解放へ至るひとつの途)。第二は、権力や所有といった社会的抑圧からの解放であり、真に自律的な意思決定を確保するための、一切の社会的強制からの社会的解放である。第三は、物的・情動的・人的・関係的な諸資源が、稀少(無所有)であることからくる、資源的抑圧からの解放であり、いい換えれば、選択の自由を確保するための、一切の資源の稀少性からの資源的解放である。

そして、この三つの人間解放の地平が予定調和でないところに、解放問題の基本的な困難が横たわっている。三つ全部を一挙に実現することが不可能であるなら、そのうちのどれにプライオリティを認めるかが、結局、社会学者のアイデンティティを決する。社会学者たちによって生きられる相互主観的な知的情報空間、すなわち、社会学者が社会学者としていきる生活世界は、こうした各種の社会的アイデンティティ間の、違和と共感がおりなす世界だ、というのが吉田の見立てで、この「社会学者」を「憲法学者」に置き換えれば、そのままわれわれにもあてはまる分

析であるように思われる。

そして、資源的解放は、機能主義的な mainstream の学問につながりやすい問題意識であることをあわせて考えると、1でとりあげた二つの「前衛」は、それぞれ残された二つの解放関心を体現するものといつてよいだろう。すなわち、政治的前衛は社会的解放の前衛であるのに対して、理論的前衛は文化的解放の前衛である、ということになる。伝統的なスタイルの学者が、ポスト・モダニズムの文化的に解放された所作に対して根強く抱くほとんどの生理的な嫌悪感も、つまるところ学問をしてゆく前提において、解放関心が相違していることが原因となっている。

そこで、しばしばポスト・モダニズムに分類されることがあるいくつかの思潮——フェミニズム・共和主義・ポスト産業主義——を、今述べたばかりの枠組によって整理を試みるとどうなるか、が問題になるが、既成の解釈図式ないし意味構成から自由になることを大切にすることをポスト・モダニズムと、それ以外との間では明らかに距離があるのである。

まず、フェミニズムは、たしかに近代批判の思想という点でポスト・モダニズムと連携しうるが、その解放関心は端的に社会的解放関心にあるといわなくてはならない。フェミニズム内部でもさまざまな流派があり、強度の文化的解放関心を伴う論者も存するが、やはり本筋は社会的解放であろう。他方、共和主義も、たしかに近代批判の文脈で復活してきたが、端的に古典主義の思想であつてモダニズムの対極にあり、これをしもポスト・モダンと呼ぶのは概念の濫用であろう。

さらに、ポスト産業社会論も、近代批判ではあるが、基本はむしろ資源的解放の路線の議論である。もちろん、D・ベル以来、ポスト産業社会論には、文化批判の側面も非常に強く、ポスト・モダンの主張を實質的には先取りしてきたが、全体としては機能主義論ないしシステム理論をベースにした対応がなされるべき領域である。ポスト・モダニズムの描く世界は、事実上定礎しない仮想かもしれないが、ポスト産業社会ないし情報化社会

に対する法学的対応は、たとえば Risikogesellschaft の問題一つとっても、これは現下の重要課題であつて何人も回避することができない。村上淳一が紹介する K・H・ラデア等の認知主義的法理論は、あくまでもシステム理論をポスト・モダンの再解釈したポスト産業社会論であつて、それだけに村上のポスト・モダン法理論は、喫緊の課題を前にして、ポスト・モダニストとしては異例に真剣なものとならざるをえないわけである。

いずれにせよ、さまざまな解放関心に支えられて、あらゆる時代の若者は、「新人類」として学問の前衛を担つてきたのであろう。では、今日、解放関心の対象になつてゐるのは、一体どういう問題なのか。これが、戦後五〇年の憲法学を、言説空間という観点から問い直す、次の設問を導いてゆく。

二 権力と意味

1 法学が正統性を論ずるには

国家主権説Ⅱ国家法人説が、正統性の問題を法学から追いつけ出す仕掛けであつたことは、よく知られている。

元来、主権という形容は、国内外の政治勢力が現実には君主と拮抗している状況のなかで、君主が、現状を打破するために、不遜にも自らの絶対性・至高性を正統化するためにもち出された、抗議的概念であつた。主権というあまりにも強すぎる取扱注意の論理は、そうした抗議的概念として用いらればこそ、特定の歴史的社会的文脈において、「解放のための魔術」として、前述の意味での「社会的解放」に一定の寄与をなす。しかし、事の性質上、主権性を僭称することで自己正当化を図つた政治勢力が、その後あらゆる対抗勢力による普遍的承認をうけるようになれば、当該政治勢力が抗議的概念を用いて他の反対勢力に対抗する必要性は、消滅する。

この点、国家が中央集権化に成功してゆくにつれ、近代国家の主権性は、あらゆる対抗勢力によって承認されるよ

うになり、議論としては普遍化した。何故国家が主権的でありうるのかを問う必要がなくなったから、そのもとでの国家をめぐる法律論は政治的に中立化し、議論の法技術化が可能な状況が生まれる。これを捉えて、一九世紀ドイツ法学が、国家主権の観念を隅石として、立憲主義的国法学を構築していったことは、周知の事柄に属する。普遍的な存在となった主権的な国家法人の存在を前提とすれば、国民であれ君主であれ、いかなる政治勢力の絶対主義的自己主張も、普遍的存在としての国家法人の機関の意思として翻訳可能なものでなければ、国法上正統化されない。このようにして、国家主権説・国家法人説の主張は、絶対君主制にも絶対民主制にも批判的な、立憲主義的イデオロギーとして作動し始める。

これに対して、あらためて憲法の正統性を問題にするために登場したのが、憲法制定権力説であった。特に、わが国では、憲法制定権力の正統性的契機をあわせて論ずるといふ、自覚的な作業が行われた結果、憲法制定権力説は、法学が正統性を論じうるための仕掛けとして機能することになった。主権を、単なる社会的実力としての力から、「正統化された力」に高める機能を持つこの正統性的契機は、同じ立憲主義内部でも、立憲君主制と立憲民主制の区別——正統性の所在——を明確にするところに、国家法人説と比べた場合の、明確な特徴がある。

この区別は、大きな政治的亀裂をもたらし、主権概念によって議論すべき争点として自覚された。戦後憲法体制初期において、「国民の憲法制定権力」説の主張は、欽定憲法による国家権力でなければ従いたくないという勢力に対抗して、主権という強力な論理に相応しい抗議的・ポレーミッシュな意味をもっていたからである。立憲主義Ⅱ反絶対主義でありさえすれば権力の由来は問わない国家法人説は、この争点においては設問として有効ではないため支持者を失っていった。

このように、戦後憲法学は、狭義の法律論のみならず正統性論をも、法学の資格において論ずる思考回路を用意してきた。こうした事情は、伝統的な公権論と、近年の正義論・権利論の関係についても、いえることである。その結

果、統治機構論であれ人権論であれ、実定憲法学の課題は、国家行為を法的に統制することだけでなく、当該行為の正統性を付与・剝奪することにより統制するところまでを、含むことになる。それだけに、憲法の実定性・実効性が損なわれれば、権力統制の任務は、正統性論に過重に負担をかけた形で果たされなくてはならなくなるのである。戦後憲法学の半世紀を語る場合に、この消息が決定的に重要な意味をもっている。以下、七〇年代および八〇年代の二つの主権論争と、憲法九条論を例にとりて、検討する。

2 設問としての「主権」・再論

まず、七〇年代に、主権というターミノロジーによって議論されるべき争点が、なお残っていると登場したが、杉原泰雄の所説であった。そこでは、主権者Ⅱ国家権力の所有者は誰かという素直な問題設定がされる結果、その国家権力の所有者たる国民とは誰かという形で一層の問いかけが可能になる。具体的に誰が国民かという問いは難しいが、杉原は、この点をフランスのナシオン主権とプーブル主権という区分論を参考にして分析することにより、批判理論の構築を図った。これに対して、通説の憲法制定権力説の側から反論したのが、樋口陽一である。しかし、その際、憲法制定権力説の権力的契機を凍結して、正統性の所在を示すための枠組にそれを改鑄する作業が行われた（この作業と、黒田寛「日本憲法論上」(一九三七)が紹介するO・ケルロイターの作業とは、論理構造においては同型である)。

この作業の背景的事実としては、戦後憲法の「定着」現象が挙げられる。戦後当初は、君主主権を支持する勢力があるからこそ、それを否定するイデオロギーとして国民主権Ⅱ憲法制定権力という抗議的な・論争誘発的な議論の意味があったのだが、やがてこの争点が社会的にはマージナルなものとなり、現存の国家権力の正統性については、ほぼあらゆる勢力から支持がなされ、戦後憲法体制は普遍化する。そこで、権力への異議申立ては、普遍的なものとして受け入れられた現行憲法に基づいて、特定の勢力に対してではなく、「人が人である以上誰にでも」認められる、人

権という普遍主義的な権利を国家に突きつけるという形で行われるべきだということ、樋口は主張したことになる。このように見てくれば、この七〇年代の論争は、明治憲法体制がほぼ「普遍化」した明治末年に学界内で行われた天皇機関説論争の、ちょうど裏返しの関係にあるという構図が見えてくる。(国家権力の所有者が一体誰にあるかをなお直截に問題とし続けた) 戦前の穂積・上杉学説の裏返しとしての杉原学説・対・(正統化根拠としての「国民」の普遍化を強調して) 戦前の美濃部・国家法人説の代替学説として機能した樋口学説、という対立図式である。そして、ちょうど穂積・上杉学説が、明治憲法体制とそれとの天皇を、元来憲法自体が抱えている日本古来の国体という要素に近づけて説明するために、非常にバタクさい絶対君主制の概念を用いていたのが適切であったかどうかは別問題であると同じように、元来、立憲民主制のもとでの統治機構の民主化をめざすのが主眼であろう杉原学説が、絶対主義的な概念構成で自説を構成しているのが適切であるのかどうかは、また別論ということにもなる。

これらは、いずれも「主権という(強すぎる)設問」によって民主制を構成しなくてはならないという問題意識を共有しているという点で共通だが、八〇年代に入ってくると、主権論自体を回避して民主制を構成する方向が強くなっていく。高見勝利・松井茂記による多元主義的民主制論の主張がそれであって、これは以下の意味で戦後学説史上取り上げるに値する問題提起であるはずである。

君主制や身分制を維持したまま、漸次的に民主化・近代化することに成功したイギリスや、はじめから民主制として出発し、しかも連邦制のもとで国家への中央集権が阻まれていたアメリカにおいては、国家権力が民主的に正統化されていることについてはもはや争点ではなく、国家権力がいかに民主的に機能しているかこそが、民主制にとって重要な関心事項とされた。そのもとで支持を受けたのが、社会の特定の集団が政治権力を「一枚岩」的に独占するのではなく、社会の有力な集団間で政治権力をめぐって競争がなされている状態こそが、民主的だというイメージである(この議論は、したがって高見・松井説もまた、反・絶対主義的であり、反・~~主権~~論であり、それゆえに反・人民主権説になる)。憲法

主権

は、何か人権とか正義とか重々しい価値を体现するものというよりも、この集団間の競争のゲームのルールとして位置づけられる。

しかし、この考え方は、戦後の日本においては長い間生育する余地がなかった。まず、戦後当初は、戦後憲法体制を明治憲法との連続線上に立憲君主制として理解しようとする有力な勢力があり、戦後憲法学は、ともかくも国家権力の民主的正統性を渾身の力をふるって証明しなければならなかったから、民主的正統性もはや確立されていることを前提とする多元主義的民主制論は、設問として有効でなかった。また、絶対民主主義⇨人民主権説と国民主権⇨憲法制定権力説との対立のなかでも、主権論なき民主制論としての多元主義はそこに割り込む余地など見出せなかっただろう。より一般的にいっても、戦後の国家イメージは、一貫して中央集権的⇨主権的存在としてのイメージであったし、このイメージが定着するにあたっては、マルクスとヴェーバーの影響が大きい。さらに、実質的憲法論の立場から、憲法秩序を、議会における集合的決定に先行する実質的な価値を体现する価値の秩序として描く議論の仕方にも有力であったために、実質的な価値から自由に、集団間の牽制・競争として描こうとする多元主義は、定着しなかった。

このような事情もあって、反絶対主義的民主制論は、わが国の戦後においては、憲法制定権力説の主権論を樋口学説的に改鑄するといふかなり独特の形で展開されることになったが、いまや、同じく反絶対主義的民主制論が、そもそも主権論を必要としなかった国の多元主義的民主制論を、そのまま(もしくはドイツ経由で)導入するという形で行われつつある。そこには、八〇年代に入って、もはや主権論のような危険なくらいに強力な概念を動員しなくてはならないような、社会を二分する政治的亀裂は争点としてはなくなったという気分が、反映しているといえるのかもしれない。もつとも、多元主義批判が英米でも強くなってきている時期において日本に多元主義を導入しようとする、我が国の「遅れてきた多元主義者」は、自身の議論のもつ意味に対して充分に自覚的な議論を展開すべき段階に、来て

いるように思われる。

3 戦後憲法学の「思想と行動」

他方、戦後憲法学の軌跡を溝条化した論点として、九条問題があった。これも、力と「意味」の問題を主題化させる。

元来、軍事力の統制の問題は、執政権 (executive power) の統制を課題とする立憲主義にとつての、難題としてあり続けたわけで、軍編成権や開戦決定権・統帥権 (さらには「交戦権」などの諸側面に如何にしてコントロールを及ぼすかに努力が払われてきた。文民統制や「軍の民主化」・「軍人の自由」等々の工夫は、軍事力を統制するための立憲主義的な努力のオーソドックスな例である。

しかし、日本の議会政治は、与野党の政争に明け暮れて、いわゆる統帥権干犯問題を通じ、軍事のシヴィリアン・コントロールを自ら放棄するに等しいビヘイヴィアを行った。「前科」をもっているものであり、そうした特定の文脈においては、軍隊を消滅させることによって軍事力統制の課題そのものの解消を企図した現行憲法九条は、日本の議会政治への definitional な制約条項としての意味をもちえただろう。

すなわち、同条は、第一に、議会の立法権行使に際し、軍編成権 (軍政) に関しては、その組織法制定権限に制約を課す、という (消極的な) 法的権限規定の側面、第二に、そうした組織法制定権限の制約 (その結果としていわゆる軍令の領域も原理的に存立しえなくなる) 根拠として、平和主義の理想という「民意」をも超える——高次の正統化根拠を提示しているという側面と、第三に、それに伴い政府が軍事予算を計上することが不可能になる、という意味での財政権の限界規定の側面とを、もっていたはずである。

にもかかわらず、戦後の国会は、消極的権限配分規定としての九条を破って、自衛隊法という組織法を制定するに至ったのであり、しかも、裁判所が憲法判断を回避している現状のもとで、自ずと第二および第三の側面に過重な負担がかからざるをえなかったのが、戦後における軍事力統制の特異性である。すなわち、平和主義という正統化根拠によつて自衛隊の正統性を剝奪するとともに、GNP パーセント枠というそれ自体何の理論的根拠もない財政権の限界規定その場合に大蔵省の果たした役割は大きいにより、辛うじて軍事力のコントロールをし、国家機構における権力バランスを維持してきたというのが、戦後の憲法史の現実ではないかと思われる。

そうした戦後の統治力学のなかで、憲法九条の純理的解釈論は、否応なく戦後憲法体制における権力分立の一翼を担う権力問題と化し、実定的な自衛隊法および軍隊組織の正統性を、現実の民意を超えた正統化根拠により剝奪し続けるという作業に従事せざるをえなくなつていった側面がある。(議会制という制度上に表現された民意を超えたところにある正義 (絶対平和主義) によつて——否、超えているからこそ行いうるのだが——正統性剝奪による軍事力コントロールを行うというのが、この場合の議論の作法となるから、現実感覚から浮き上がる——否、浮き上がるくらいの原理論法でなければ民意を超える資格はないのだが——という場面が出現するのも、やむをえざる仕儀となる (これは、純粹公共財にして国際公共財でもある防衛サービスに安全の供給という実体的目的よりも、執政権の統制のための手続保障 (立憲主義の課題) を究極的には優先する、という選択になる)。だが、そうしたなかで、九条が理想的でありすぎることによって、憲法学が正統性剝奪に基づく軍事力統制の課題を安易に放棄することが、わが国の国家機構の権力バランスを損なうことにならないのかどうか。権力分立と権利保障を最低限度の関心事とする立憲主義憲法学は、この点に責任をもつて対処すべきであることを、ここで強調しておきたい。

しかし、その反面で、正統性論が権力問題に直結する戦後の憲法状況が、憲法的デイスクリットを枠づけられたものにし、言説空間としての閉塞感や退嬰感をもたらしたことも否めないように思われる。この正統性論への過重負担は、「正統性を剝奪された議論のカテゴリー」を設けてしまうことにつながりやすいが、非正統的議論の文化的解放を無思

慮に行うことは、過重負担のゆえに、立憲主義的な権力均衡の動揺と力学的に連動するというディレンマが残る。このことは、2で述べたように、法技術的な国家法人説では不十分だった憲法第一章に関する議論についてもいえることである。これは、護憲論の共有するリベラル・コンセンサスそのものにかかわる論点であった。そして、いわゆるポストモダニズムはそれに対する破壊衝動を秘めていた議論である。

三 漂流と定位

1 大きな「物語」の終焉と憲法

戦後憲法学が抱えてきた正統性論の過重負担に関して、換言すれば「護憲」の立場に関して対手になるのは、かかる正統性論の存立機制そのものを相対化し脱正統性論の可能性を追求する、J・F・リオタール(Lyotard)の所説である。彼は、元々建築の領域で論じられていたに過ぎないポスト・モダン様式を、著書『ポスト・モダンの条件』で一般的な哲学問題に仕立て上げた張本人で、特に八〇年代に、「大きな「物語」の終焉」というフォーミュラで当たりを取った。それによれば、近代市民社会は、それを構成する物や人間や社会について、常にその存在を証明するメタレベルの物語——ここにいう「物語」とは、本稿で問題にした正統性論のことにほかならない——を必要とする社会であったという。しかし、ポスト・モダン状況においてはそうした「大きな物語」は終焉し、代わって、小さな物語が多角的に抗争しあい、ワイトゲンシュタインの意味での言語ゲーム(Sprache)間の闘争——均衡を予定しない闘争——が繰り広げられる。理性の普遍性を信奉する近代思想に固有の全体性(Totalität)要求が、ここでは廃棄される。この主張が、戦後憲法学の正統性論における強度の全体性要求を、まるごと相対化するヴェクトルを含むものであることは、明らかであろう。

正統化論を共有しない者の間では、「主体」相互間のコミュニケーション能力が失われるから、近代的な「主体」も、孤立化され解体への途を辿ることになる。そうして弱体化された主体がエレクトロニクスの高度化したメディアのもとに晒され続けられれば、J・ボードリヤール(Baudrillard)の指摘する如く、主体は現実と虚構を区別する認知的能力を徐々に喪失してゆくかもしれない。孤立化した主体は、メディアが攪拌する雑多なシミュラクルに追隨する模倣者として、他者のスタイルのシミュレーションをこととするようになる。仮想現実が生きられる世界として捉えられる「現実の虚構化」のプロセスが進行する。

かつて「啓蒙の弁証法」の著者たちは、「文化産業」が人間の自己物象化へ導く悲観的な予測を逸早く提出していたが、ボードリヤール等いわゆるポスト・モダンを語る論者は、往々にしてそこにむしろ積極的な意味を見出し、きた。如上の崩壊過程を脱演劇化することを可能にする鍵は、個人的自由の美的概念にある。それは、相互行為を担保する拘束の喪失に、むしろ個人の特殊性・差異性を遊戯的に展開する好機を見出すのである。人生の目的という観念を前提とする「自己実現」の理念に代えて、人間の実験的な自己発見の観念を置く。

このような正統性の多元化を前提にして、リオタールが洞察もしくは妄想するところの脱正統化的なポスト・モダン状況については、ヘーゲル解釈の領域で注目の論点の一つになってきている。承認(Anerkennung)論を参照しながら検討してみることができる。近時の承認論の論者のなかでは、フランクフルト学派のA・ホーネット(Honneth)が、リオタールに対する積極的な論評を試みているので、ここではこの見解にだけ言及する。

2 「承認のための闘争」と人権

かつてヘーゲルが描き出したのは、他者との間に相互承認を行いながら生きている存在としての人間の姿であり、ホーネットはこれに、他者と関係するなかでの自己の境位(「主我ではなく、客我の局面」)を浮き彫りにしたアメリカの

G・H・ミード (Mead) を重ね合わせて、承認論を読み直す。

それによれば、人間が参加する社会的な生活世界には、次の三つの承認の範型が重層している。情動的な価値評価に関わる「愛」関係と、倫理的な価値評価に関わる「法」関係——ここでは普遍主義が支配する——と、社会的な価値評価に関わる「連帯」関係——ここでは別個独立性・平等な差異性が支配する——である。愛関係は、家族など第一次的な社会関係に関わり、ここでは一般化・普遍化の不可能な particular なモラルが支配する、互酬性≡互恵性の世界である。また、法関係は、同等の権利主体としての相互承認が行われる、原理的な普遍主義の支配する世界である。さらに、連帯関係は、社会の文化的伝統の地平のなかでの自己実現に関するもので、連帯感情(価値共同体)のモメントが強く、ここでは、個人をその別個独立性のゆえに承認する、差異性の原理が支配する世界である。

いわゆる人間の尊厳や不可侵性とは、その実践的な自己関係の全側面において主体が社会から承認されている事態にはかならず、そのもとで人間は、自信や自尊心や自己評価といった積極的な仕方では自己に関係し得る。講学上自己決定権と呼ばれる権利は、実は、そうした社会関係のいくつかにおいて、他者に対して自己の行為の承認を求める権利のことである。そして、物理的な暴力をふるわれたり、権利侵害・排除・制裁を受けたり、ようやく獲得した自己実現の形の社会的価値を否定されたりして、人格が侮辱され蔑視され貶められるという事態は、それぞれの諸局面に応じて他者から社会的承認を受けられなかったということの意味するのであり、そうした他者との関係を念頭に置くことで、それぞれの侮辱や蔑視の痛みの質を理解することができる。

人権宣言の歴史は、そのうちの法(権利)の承認関係が歴史的にちとられてゆくプロセスであった。権利のための闘争は、承認のための闘争にはかならない。その普遍主義はやがて、人間相互間に、間主観的に保障された自由の実現のチャンスの保障の点で実際には差異があることにも関心を向けてゆくようになるし、これまで排除されてきた集団に他と平等の権利を承認するという形で、法関係の拡大をも志向するようになってきている。

3 多元的文脈と物語的同一性

こうした観点からすれば、いわゆるポスト・モダン状況は、大きな物語が失われて、「承認」の文脈が社会的に多元化した事態を、意味することになる。そして、前述したように、承認の文脈が社会的に多元化することによって、逆説的に実験的な自己決定が強化される。従来は、既存の一元的・規範的な承認関係において自己を承認してもらうことによってしか、自己決定は行いえなかったが、承認の文脈が(文化的に解放されて)多元化し社会関係が多様化すれば、自己決定の社会的価値を承認してくれる社会関係は必ずどこかに存在するはずである。したがって、どんなにマイナーな自己決定でも誰かが支持してくれるということになるから、自分のことを安んじて自己の責任において決定することが可能になるのである。

しかし、ホーネットの分析からすれば、他者との関係で人間が生きる文脈は、元来、多元的で重層的であったといわなくてはならず、ポスト・モダン論が想定しているのは、多くの場合、連帯関係に限定された局所的状況である。そして、個人がその個性・別個独立性のゆえに他者から承認される連帯関係では、愛関係などは違って、脱伝統化への傾向にも元々オープンだったのである。ポスト・モダンの多様化論は、この局面における新しい動向を全体化してしまっている点で、議論として粗雑でありかつ誇張の誇りを免れまい。当該主張の妥当範囲は、それ自体文脈的・局所的で、近代法的主体やその背後にある普遍主義的論理をもるとともに解体したわけでは必ずしもないし、そのもとの人間が普遍主義からの文化的解放を謳歌していることにはならない。

しかし、連帯関係に限られた局所的状況が、全体化する懼れはたしかに存在する。もしこの懼れが現実化した場合に、人間存在は、自己を定位する安定した承認関係を、その全側面において喪失し、漂流を余儀なくされる。そして、直面するあらゆる社会関係ごとに、自己の責任において決定を強いられ、その都度の役柄を演じては脱ぎ捨てるプロテウスのような生き方を要求されることになろう。だが、そのようにして強いられた多様な役柄を——空間的にも、そし

て時間的にも——同一の人格(person)にひきつけておくのは極度の精神的疲労を伴う営みであり、そうした営みを要求する神経症的な社会は、人間の生きられる社会ではない。

省みれば、元々それは近代人の罫であつたのであつて、そうした深淵に落ち込まないよう、「我思う、我信ず、我感ず」の独我的な物語にしがみつきながら、近代人は自らを支えてきたのであつた。そうであつてみれば、右のような自己を定位する安定した承認関係の真空状態は、フランスの学匠哲学者P・リクール(Ricoeur)の示すように、自ずと自己同一性——とりわけ自己性(selfhood)——を確保する物語(narrative)の所在に注意を向けさせることになるだろう。そして、かりにポスト・モダン状況が額面通り出現しているのであれば、そうした多元的状況をたとえば牧歌的なナショナル・アイデンティティーによつて一気に収束させるのは無理であり、結局は、連帯関係のレベルでの多元的な表層の背後に、倫理的価値評価に関して他者とも相互に承認可能な、普遍主義的論法を用意しておくという努力が、要請されるということも充分に考えられる。

結

いずれにせよ、近代的主体なるものが、その種の——連帯関係のレベルでの——哲学者の妄想において確立されてきたのではなく、主体を実際に確立するに際しては——法関係のレベルでの——われわれ法律家の力によるところも少なくはなかつたことを考えると、そうした妄想が我々の議論を根底から覆すと考えてあわてる必要はない。むしろ、社会的価値評価の水準での文化的解放の動きとの関連を、慎重にかつ繊細に見極めてゆくことが重要であるように思われる。そのひとつの手がかりを、本稿は〈前衛への衝迫〉と〈正統からの離脱〉という対称軸に求めて、これと憲法学サイドの「期待の地平」(H. R. Jauch)との関係を、試論的に考察してきた。そして、そうした状況下で立憲主義者

が心がけるべきは、詩人T・S・エリオット風にいえば、現行憲法を擁護するという意味では保守主義者であること、前衛への衝迫から自由であるという意味では古典主義者であること、そして〈文体〉の実験がもつポテンシャルに開かれてあるという限りでモダニストであること、ではないだろうか。これが本稿筆者のさしあたりの結論である。

〔おことわり〕 文中、敬称は省略させていただいた。また、紙数の制約により、すべての引用註を割愛した。その一部は、私の「国家・国民主権と多元的社会」樋口陽一編『講座・憲法学 2』(日本評論社、一九九四年)で補っていただけと考えるが、その余は別稿に譲ることとする。以上につき、読者諸賢の御海容を切に願ひ申し上げる次第である。

(いしかわ・けんじ)

憲法問題 [8]

全国憲法研究会 編 1997

【特集】日本国憲法50年の歴史と課題

三省堂
